

第103回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時00分

場 所

長野県上田市生田2150番地
長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使書用紙（郵送）およびインターネット等
による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時25分まで

長野計器株式会社

証券コード：7715

株主の皆様へ



代表取締役社長

佐藤正継

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会の招集通知をご高覧頂くにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社はこれまで「強み」であります圧力計測技術と製造技能の進展に挑戦し、「安全・安心・信頼」をお届けし、社会に貢献してまいりました。

2025年度も、計画達成に向け長野計器グループの経営者・社員一丸となり、一層の企業価値向上に向けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

社是

創造と極限への挑戦で総を啓く
行動と総力の結集で未来を拓く
感謝と融和の精神で明日を開く

企業理念

一芸を極めて世界に挑戦

目次

■株主の皆様へ

■招集ご通知 2

■株主総会参考書類 6

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

■事業報告 20

1. 企業集団の現況
2. 会社の現況
3. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
4. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類 44

連結貸借対照表
連結損益計算書

■計算書類 46

貸借対照表
損益計算書

■監査報告 48

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

長野計器株式会社

代表取締役社長 佐藤正継

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイト「第103回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、お手数ながいずれかの以下ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト 株主総会招集通知掲載サイト	https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html	
東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
株主総会資料掲載 ウェブサイト	https://d.sokai.jp/7715/tei/j/	

東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「長野計器」または証券コード「7715」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙（郵送）またはインターネット等により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます（行使期限は2025年6月26日（木曜日）午後5時25分までとなります。）。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時	
2 場 所	長野県上田市生田2150番地 長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)	
3 目的事項	報告事項	1. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

4 議決権行使等についてのご案内	4 頁から 5 頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	交付書面から一部記載を省略している事項 ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項は、電子提供措置事項記載書面から省略しておりますので、本添付書類には記載しておりません。 なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

ご案内

- ・ 今後の状況により、株主総会の会場及び運営等に変更が生じる可能性があります。その際は、当社ウェブサイト (<https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html>)にてお知らせいたします。
- ・ なお、本株主総会終了後の会社説明会の開催、ならびにお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時00分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時25分至到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

長野計器 株式会社 御中

私は、2025年6月27日開催の貴社第1034定時株主総会(御統合または統合を含む)における議決につき、右記(賛成を○印で表示)の通り議決権を行使します。

2025年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

長野計器 株式会社

議決権行使票数

議案	第1号議案	第2号議案(候補者)	第3号議案(候補者)
賛	○	○	○
否	○	○	○

賛成、反対の両方に○を付けた場合は、無効となります。

お 願 い

- 株主総会にご出席される場合は、この議決権行使書に賛否をご表示いただき、2025年6月26日午後5時25分までにご返送ください。
- 第2号議案及び第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当議決権の票を記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、表面記載のウェブサイトにてアクセスし2025年6月26日午後5時25分までにご返送ください。この場合、議決権行使書を送送する必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この両方の片方を留意するにそのままご受付にご提出ください。

長野計器 株式会社

見 本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いたします。

重複行使の取扱い

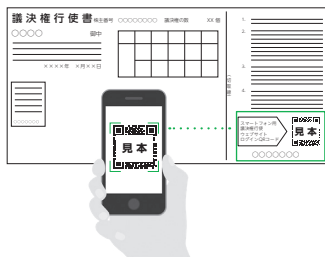
議決権行使書用紙(郵送)とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回、またはパソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

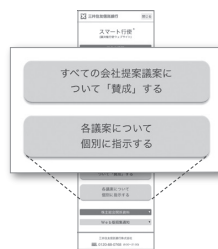
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

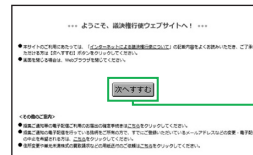
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

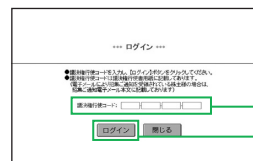
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

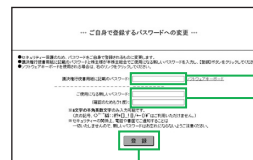
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

「機関投資家の皆様向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

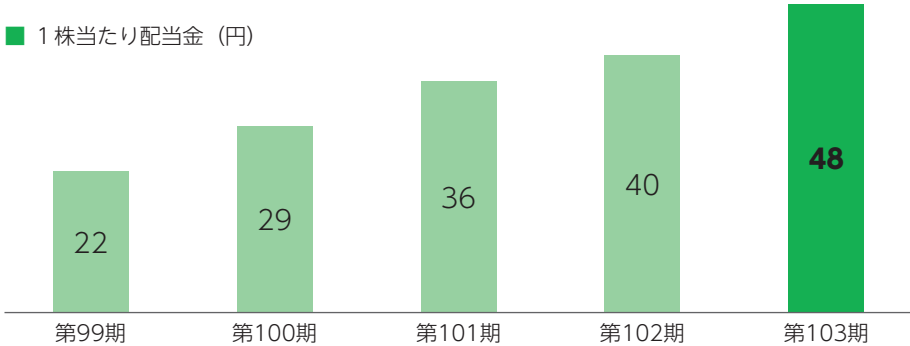
当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとしており、経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、安定配当の維持等を総合的に勘案することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持し、当期の業績が堅調に推移した結果、普通配当1株当たり22円に、特別配当2円を加えて24円とさせていただきたく存じます。

なお、当期は当社普通株式1株当たり24円の間配当金を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は当社普通株式1株当たり48円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり金 24円 配当総額 461,611,968円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

配当金推移



第2号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役佐藤正継、小野明彦、寺島義幸の3氏は任期満了となり、取締役小林豊茂氏は辞任いたしますので、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を鑑み、1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とし独立社外取締役を委員長とする指名委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	性別	
1	さ とう まさ つぐ 佐 藤 正 継	代表取締役社長 取締役会議長・経営委員会議長・ 監査部担当	男性	再任
2	お の あき ひこ 小 野 明 彦	取締役 営業本部担当・製品判定会議議長	男性	再任
3	てら しま よし ゆき 寺 島 義 幸	取締役	男性	再任
4	はら かつ み 原 克 実	上席執行役員管理本部長	男性	新任
5	せり ざわ よう じ 芹 沢 陽 司	上席執行役員製造本部長	男性	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 さとうまさつぐ 佐藤正継 (1954年5月8日生)	1973年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社事業本部事業管理部資材管理部長 2008年 4 月 当社事業本部事業管理部長 2008年 7 月 当社製造本部丸子電子機器工場生産管理部長 2009年 5 月 当社執行役員製造本部丸子電子機器工場長 2010年 6 月 当社執行役員丸子電子機器工場長 2011年 6 月 当社取締役執行役員丸子電子機器工場長 2012年 6 月 当社取締役上席執行役員事業本部副本部長兼事業本部丸子電子機器工場長 2014年 7 月 当社取締役事業本部製造本部担当 2015年 6 月 当社取締役製造本部担当 2018年 6 月 当社代表取締役社長経営委員会議長・情報システム部・製造本部担当 2018年 8 月 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.取締役（現） 2018年 8 月 Ashcroft Inc.取締役（現） 2019年 4 月 当社代表取締役社長経営委員会議長・製造本部担当 2023年 6 月 当社代表取締役社長取締役会議長、経営委員会議長、監査部、事業強化プロジェクト担当 2024年 4 月 当社代表取締役社長取締役会議長、経営委員会議長、監査部担当（現） 2024年11月 当社指名委員会委員、報酬委員会委員（現） （重要な兼職の状況） Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.取締役 Ashcroft Inc.取締役 【取締役候補者とした理由】 佐藤正継氏は、生産管理部長、丸子電子機器工場長を務め、取締役に就任した後も継続的に製造部門での当社の生産体制の改善を担っております。2018年から当社代表取締役社長を務め、会社の経営を牽引しております。今後も、同氏の豊富な経験と見識による社長としての強いリーダーシップのもと当社グループの持続的な企業価値向上に資する役割は重要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。	26,342株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 おの あき ひこ 小野 明彦 (1964年1月17日生)	1986年4月 当社入社 2010年4月 当社営業本部営業一部次長 2012年6月 当社事業本部東日本営業部長 2016年11月 当社営業本部販売戦略部長 2018年6月 当社執行役員経営統括部長 2021年6月 当社上席執行役員経営統括部長 2022年4月 当社上席執行役員経営統括部長兼情報システム部長 2022年6月 株式会社サンキャスト取締役（現） 2022年7月 当社上席執行役員経営統括部長兼経営企画部長兼情報システム部長 2023年6月 当社取締役サステナビリティ委員会委員長、製品判定会議議長、内部統制委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長、経営統括本部担当 2024年4月 当社取締役サステナビリティ委員会委員長、製品判定会議議長、内部統制委員会委員長、リスクマネジメント委員会委員長、事業強化推進委員会、経営統括本部担当 2025年5月 当社取締役製品判定会議議長、営業本部担当（現） (重要な兼職の状況) 株式会社サンキャスト取締役 【取締役候補者とした理由】 小野明彦氏は、営業本部で営業機能及び販売戦略の要職を歴任し、2018年からは経営統括部を担当し、その豊富な経験と見識をもとに当社グループの経営全般を担っております。また、サステナビリティ、内部統制およびリスクマネジメントにおいても重要な職責を担い、その経験と見識を活かして営業機能の強化という課題を取組んでいただくため、引き続き取締役候補者いたしました。	1,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 てら しま よし ゆき 寺島 義幸 (1953年8月28日生)	1987年3月 衆議院議員羽田孜私設秘書 1991年4月 長野県議会議員初当選 (以後6期連続当選) 1994年10月 社会福祉法人ロングライフ・小諸 理事（現） 1998年4月 長野県議会議会運営委員会委員長 2000年4月 長野県議会総務警察委員会委員長 2010年3月 長野県議会議長 2012年12月 衆議院議員初当選（長野3区） 2019年6月 当社取締役（現） 2024年11月 当社指名委員会委員、報酬委員会委員（現） (重要な兼職の状況) 社会福祉法人ロングライフ・小諸 理事 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 寺島義幸氏は、衆議院議員及び長野県議会議員として培われた豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識に基づき、事業家の視点とは異なる立場から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。 また、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、会社勤務の経験も含めて、培われた豊富な経験と見識を事業家の視点とは異なる立場から当社の経営に活かしていただくとともに取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役候補者いたしました。	1,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 はら かつ み 原 克 実 (1964年9月12日生)	1988年 4 月 株式会社八十二銀行入行 2011年 2 月 同行飯島支店長 2014年 6 月 同行戸倉支店長 2017年 6 月 同行市場国際部長 2019年 7 月 当社入社 2020年 7 月 当社経営統括部経営企画部長 2021年 4 月 当社法務・コンプライアンス部長 2023年 3 月 JADE Sensortechnik GmbH アドバイザリーボードメンバー（現） 2024年 4 月 当社上席執行役員経営統括本部長兼経営統括本部法務コンプライアンス部長 2025年 4 月 当社上席執行役員管理本部長（現） （重要な兼職の状況） JADE Sensortechnik GmbH アドバイザリーボードメンバー	—
		【取締役候補者とした理由】 原 克実氏は、金融機関で培われた豊かな経験と幅広い見識を活かして、経営統括、法務コンプライアンス及びサステナビリティを推し進めた知識と高い見識をもとに、ESG経営・サステナビリティの更なる充実を図るために、新任取締役候補者いたしました。	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	 せり ざわ よう じ 芹 沢 陽 司 (1967年12月6日生)	1988年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当事業本部製造本部上田計測機器工場製造部次長 2017年 4 月 当社製造本部上田計測機器工場製造部長 2020年 7 月 当社製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2021年 5 月 ヨシトミ・マーシン株式会社監査役（現） 2021年 6 月 当社執行役員製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2024年 4 月 当社執行役員製造本部副本部長兼製造本部上田計測機器工場長 2024年 6 月 当社上席執行役員製造本部副本部長兼製造本部上田計測機器工場長 2024年 7 月 当社上席執行役員製造本部長兼製造本部上田計測機器工場長 2025年 4 月 当社上席執行役員製造本部長（現） （重要な兼職の状況） ヨシトミ・マーシン株式会社監査役	—
		【取締役候補者とした理由】 芹沢陽司氏は、長年に亘り技術部門や製造部門に従事し、生産管理部長、製造部長、上田計測機器工場長、製造本部長などの要職を歴任しております。この幅広い知識と豊富な経験をもとに、新製品開発及びICT（情報通信技術）・デジタル技術を応用した技術力の強化を図るために新任取締役候補者いたしました。	

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 原 克実氏及び芹沢陽司氏は、新任取締役候補者となります。
3. 小野明彦氏及び原 克実氏は、2025年6月20日開催予定の株式会社ニューエアー第87回定時株主総会の決議により小野明彦氏については同社取締役に、原 克実氏については同社監査役に就任する予定です。
4. 小野明彦氏は、2025年6月13日開催予定の株式会社サンキャスト第57回定時株主総会の日をもって同社取締役を退任する予定です。

5. 寺島義幸氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者寺島義幸氏の「社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者を推薦する理由」は、候補者番号3の【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】に記載しております。
7. 寺島義幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
8. 寺島義幸氏が所属していた後援団体の夢浅会に対し、当社は会費及び寄付を支払っておりましたが、過去10年間に於ける年間平均支払額（30万円以下）は、当社の社外取締役及び社外監査役に関する独立性判断基準に照らして僅少であり同氏の独立性は確保されております。
9. 当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定により、定款に取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。
寺島義幸氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、寺島義幸氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。寺島義幸氏の再任をご承認いただいた場合は、当社と寺島義幸氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟において負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する争訟費用及び損害賠償金等は補填の対象としないこととしております。各候補者の就任または再任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 当社は寺島義幸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。寺島義幸氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き寺島義幸氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役神吉 正氏は任期満了となり、監査役小田中 衛氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、独立社外取締役を過半数とし独立社外取締役を委員長とする指名委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定したものです。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	性別	
1	かん き 正 神 吉 正	監査役	男性	再任
2	こ ばやし とよ しげ 小 林 豊 茂	取締役	男性	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 かん き ただし 神 吉 正 (1958年10月9日生)	1981年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2005年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）大阪営業第三部長 2008年 4 月 同行執行役員営業第八部長 2011年 4 月 同行常務執行役員営業担当役員 2012年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店副担当役員 2013年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員企画グループ長 2013年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ長 2013年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グループ長 2013年 4 月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員 2013年 4 月 みずほ証券株式会社常務執行役員企画グループ担当役員 2013年 6 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役企画グループ長 2014年 4 月 同社専務取締役内部監査部門長 2014年 6 月 同社執行役専務内部監査部門長 2016年 4 月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長 2017年 5 月 同社顧問 2017年 6 月 日本通運株式会社常勤監査役 2021年 6 月 日本水産株式会社（現 株式会社ニッスイ）監査役（現） 2021年 6 月 当社監査役（現） （重要な兼職の状況） 株式会社ニッスイ監査役	—
		【社外監査役候補者とした理由】 神吉 正氏は、金融機関経営者及び企業経営者としての豊かな経験と経営全般に関する客観的かつ公正な見識を有しております。また、2021年より当社社外監査役として、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を、監査役会においては重要な協議や監査結果につき必要な発言を行う重要な役割を担ってきました。その豊富な経験と高い見識により今後も監査役の職務を果たしてもらうため、引き続き社外監査役候補者と致しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 こ ばやし とよ しげ 小 林 豊 茂 (1963年 1 月22日生)	1985年 4 月 株式会社八十二銀行入行 2004年 2 月 同行若宮支店長 2006年 2 月 同行熊谷支店長 2008年 6 月 同行法人部長 2011年 6 月 同行昭和通エリア昭和通営業部長 2014年 6 月 同行高田支店長 2016年 6 月 同行執行役員高田支店長 2017年 6 月 同行執行役員人事部長 2019年 6 月 同行執行役員監査部長 2020年 6 月 当社取締役 2021年 4 月 当社取締役総務統括部担当 2022年 6 月 当社取締役監査部、法務・コンプライアンス部、総務統括部担当 2023年 6 月 当社取締役事業本部担当 2024年 4 月 当社取締役営業本部、技術本部、製造本部担当 2024年 6 月 当社取締役営業本部担当 2025年 5 月 当社取締役（現） 【監査役候補者とした理由】 小林豊茂氏は、金融機関で培われた豊かな経験と幅広い見識を活かして、総務、法務コンプライアンス及び事業全般における業務執行の機能強化を図ってきました。この知識と見識を監査役の職務に活かしてもらうために新任監査役候補者いたしました。	1,100株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 小林豊茂氏は新任監査役候補者であります。
3. 神吉 正氏は社外監査役候補者であります。
4. 神吉 正氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 神吉 正氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（取引先）である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、候補者番号1の「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は2016年4月に株式会社みずほフィナンシャルグループの執行役専務内部監査部門長を退任しております。
6. 神吉 正氏は、2025年6月26日開催予定の株式会社ニッスイ第110期定時株主総会の日をもって同社監査役（社外監査役）を退任する予定です。
7. 当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定により、定款に監査役との間に損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。
- 本規定により、神吉 正氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
- なお、社外監査役候補者神吉 正氏の再任及び新任監査役候補者小林豊茂氏の監査役就任を承認いただいた場合には、当該責任限定契約を継続または締結する予定です。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟において負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する争訟費用及び損害賠償金等は補填の対象としないこととしております。各候補者の就任または再任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 神吉 正氏が、社外監査役として在任中の2021年11月に実施された関東信越国税局による税務調査により、当社社員による不正行為が発覚いたしました。同調査の過程において、直ちに同月より同行行為の社内調査を実施いたしました。また、社内調査の妥当性を含め、業務執行者から独立した立場で、改めて徹底的な調査、原因究明、再発防止策の提言等を行う目的で設置された社外役員による調査委員会の委員として調査に関わり、当社に不正行為の原因を含めた調査結果を報告し、関係機関への対応及び再発防止策を提言いたしました。

以 上

当社独立性判断基準

当社は、以下のとおり独立性判断基準を定めており、すべての要件を充たす者を社外役員候補者として指名しています。

1. 社外取締役または社外監査役のうち、次の各号に定める者に該当しない社外取締役または社外監査役を独立性（一般株主と利益相反が生じるおそれがない）のある社外取締役または社外監査役（以下、「独立社外取締役」、「独立社外監査役」、または「独立役員」という。）とする。
 - (1) 当会社の有価証券報告書記載の関係会社または兄弟会社の業務執行者（最近または過去に業務執行者であったものを含む。以下、「業務執行者」という場合はこれに同じ。）
 - (2) 当会社の主要な取引先またはその業務執行者
 - (3) 当会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (4) 当会社から取締役または監査役報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、または当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に所属していた者
 - (5) 当会社の主要株主（当該主要株主が法人の場合はその業務執行者）
 - (6) 上記第1号乃至第5号に掲げる者の近親者（2親等内の親族を言う。以下同じ。）もしくは、当会社または当会社の子会社の業務執行者（業務執行者でない取締役または業務執行者でない取締役であった者を含む。）の近親者
2. 前1.における用語の定義は、次の各号に定める意味とする。
 - (1) 前1. 第1号乃至第3号並びに第5号および第6号の「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。また、「最近」とは、当該社外取締役または社外監査役を選任する株主総会議案の内容が決定した時点をいい、「過去」とは、業務執行者退任後10年間をいう。
 - ① 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する取締役または監査役
 - ② 業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合における当該業務を執行する社員の職務を行うべき者、その他これに相当する者
 - ③ 使用人
 - (2) 前1. 第2号または第3号において、「主要な」とは、当会社または主な連結子会社と取引先との間の1事業年度における取引金額が、いずれかの連結売上高の1%を超える場合をいう。

- (3) 前1. 第4号において、「多額の」とは、当会社に対するサービス提供において、サービス提供者本人（個人）、またはサービス提供者が所属する法人、組合等の団体が以下のいずれかに該当する場合をいう。「所属する」または「所属していた者」とは、パートナーのみならずいわゆるオブカウンセル及びアソシエイトも含む。
- ① サービス提供者本人：当会社から年間10百万円相当以上の収入を得ている
 - ② サービス提供者が所属する団体：当会社との間の1事業年度における取引金額が当会社または当該団体の連結売上高の1%を超える「当該団体に所属していた者」とは、過去10年間に当該団体に所属していた者をいう。」
- (4) 前1. 第5号において、「主要株主」とは、当社の議決権の10%以上を保有する株主をいう。
- (5) 前1. 第6号において、「業務執行者でない取締役であった」とは、過去10年間に業務執行者でない取締役であったことをいう。

ご参考

第2号及び第3号の各議案承認後のスキルマトリックス(予定)

取締役及び監査役一覧

役 職	氏 名	【社外】	【独立】	【指名】 【報酬】	企業 経営	開発/ 技術/ 製造	営業/ 販売	財務 会計	法務/ リスク 管理/ ガバ ナンス	人事 労務	サステ ナビリ ティ	IT	グロー バル 経験	公共 政策
代表取締役社長	佐藤正継			○	○	○				○	○	○		
常務取締役	角龍徳夫				○			○	○					
取締役	小野明彦						○		○		○	○		
取締役	諏訪明久					○				○			○	
取締役	原 克実							○	○		○		○	
取締役	芹沢陽司					○				○				
取締役	鈴木正徳	○	○	○	○		○						○	○
取締役	寺島義幸	○	○	○										○
取締役	梅澤佳子	○	○	○							○			
監査役	矢島寿衛				○		○	○						
監査役	小林豊茂							○	○	○				
監査役	水澤博敏	○	○		○		○	○	○					
監査役	神吉 正	○			○			○	○					

(注) 当事業年度において取締役及び監査役のスキルを厳格に見直しました。

【社外】 社外取締役・社外監査役 【独立】 独立役員

【指名】 指名委員 【報酬】 報酬委員

ご参考

コーポレートガバナンス体制

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高めるとともに、社是及び企業理念の実現に努め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることがコーポレートガバナンスの役割であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実を行います。

(1) 株主及び株主以外のステークホルダーとの関係

① 株主との関係

イ. 株主の権利が適切に行使できる体制を整備する。

ロ. 株主の実質的な平等性を確保するために十分配慮する。

② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

株主だけでなく株主以外のステークホルダーとの関係においても、経営の透明性を高め、法令はもとより倫理に基づき健全で公正な企業活動を行う。

(2) 株主との対話

取締役社長及び取締役自身が説明を行うことにより、株主や投資家との間で対話を推進する。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示を進める。

(4) コーポレートガバナンスの体制

① 当社は、監査役会設置会社を採用する。

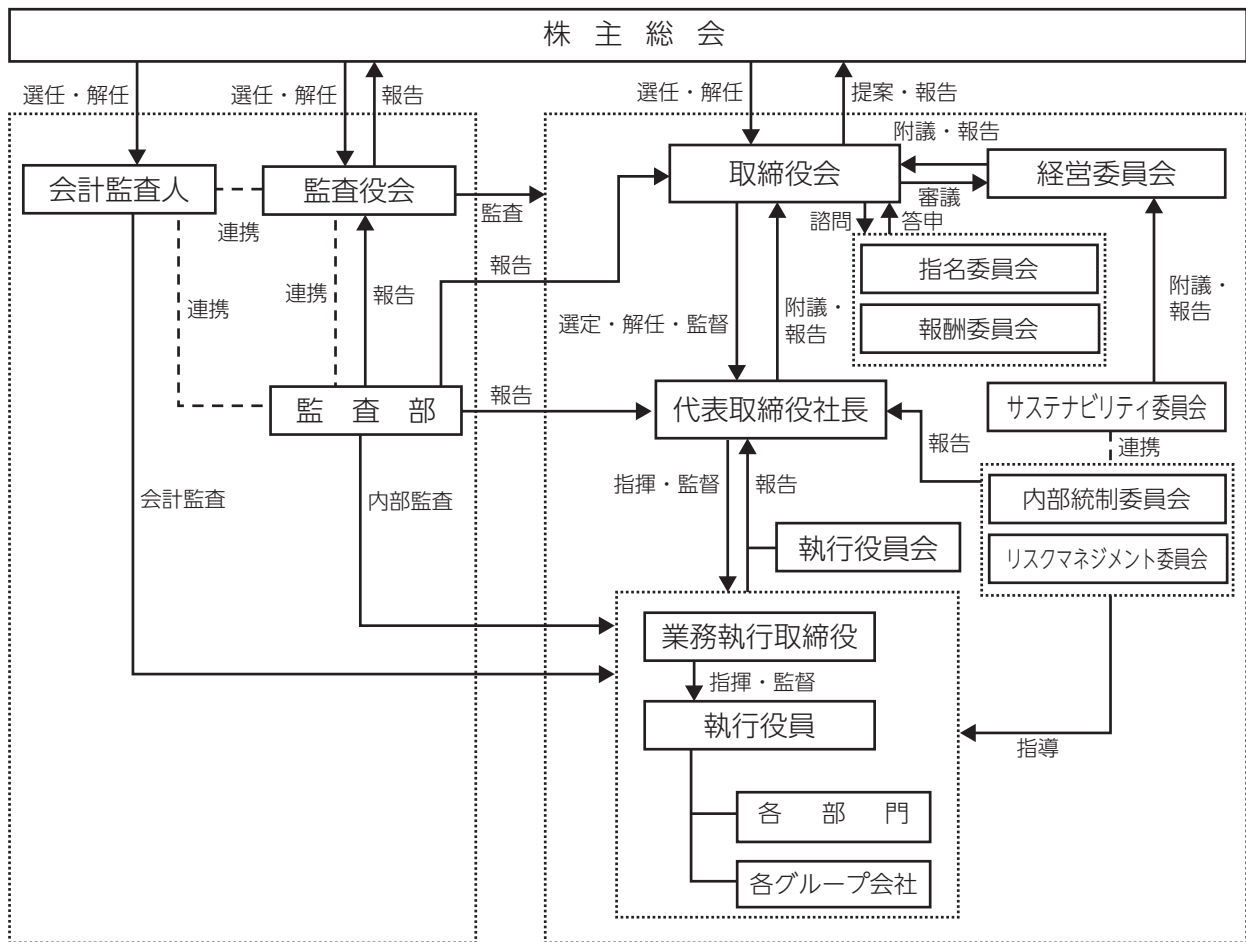
② 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営の意思決定と監督機能により中長期的な企業価値の向上を目指す。

③ 取締役会は、取締役の専門的知見に基づく経営判断を尊重するとともに、社外取締役の独立した助言・提言も尊重し、取締役の業務執行に対して監督を行う。

④ 監査役会は、社内監査役と内部監査部門との連携を強化し、社外監査役の豊かな経験と見識を活用し取締役の業務執行を監査する。

2. コーポレートガバナンス体制図

2025年3月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。



以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、ウクライナ及び中東における情勢の軍事行動の長期化に加え、米国の関税政策による産業への下振れ懸念もあり、先行き不透明感の強い状況が続きました。

米国においては、利下げを実施したものの、依然として高金利、物価高等の影響により、設備投資需要の停滞が続いており、欧州においては、全体として経済活動は回復基調となりましたが、輸出の減少など製造業の不振が顕著であり、低調に推移いたしました。中国においては、内需の低迷により成長に減速がみられました。

わが国においては、設備投資が総じて堅調に推移し、緩やかな回復基調であるものの、半導体製造装置などの生産用機械業界や自動車業界に弱い動きがみられました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、前期において好調であった半導体業界を中心とした設備投資需要が在庫調整局面にあり、国内における売上高は減少したものの、海外子会社の決算数値を外貨から換算する際に、決算期末時点（現地12月末）における換算レートが円安となったことによる円換算額の増加影響があり、前期に対して売上高が増加いたしました。

国内において、圧力計は、F A 空圧機器業界向及び空調管材業界向の売上が減少したものの、産業機械業界向、プロセス業界向及び半導体業界向の売上が増加いたしました。圧力センサは、産業機械業界向、空調業界向、半導体業界向及び自動車搭載用の売上が減少いたしました。

米国子会社においては、圧力センサの売上が減少したものの、圧力計の売上は、主力の産業機械関連製品を中心に増加いたしました。

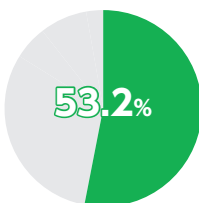
また、計測制御機器は、自動車・電子部品関連業界向のエアリークテスターの売上が減少したものの、舌圧計が増加いたしました。ダイカスト製品は、主な取引先としている自動車業界の減産影響がありながらも、売上は前期とほぼ同水準となりました。

これらにより、売上高は695億44百万円（前期比2.4%増）となりました。損益面につきましては、営業利益は76億53百万円（前期比7.0%増）となり、経常利益は、受取配当金の減少、持分法による投資利益の減少、為替差損の計上等がありましたが、75億75百万円（前期比2.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益及び事業分離による移転利益の計上、法人税、住民税及び事業税の計上等により、60億54百万円（前期比11.9%増）となりました。

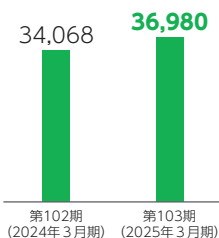
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。

圧力計事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

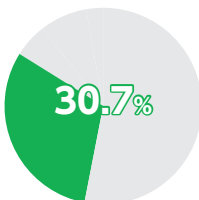


圧力計事業では、国内においては、F A 空圧機器業界向及び空調管材業界向の売上が減少したものの、プロセス業界において保守・メンテナンス需要が増加したことにより、売上が増加いたしました。また、半導体業界向の売上が増加いたしました。米国子会社においては、産業機械業界向の売上が増加し、さらに決算期末時点（現地12月末）の為替換算レートが円安となったことから、円換算後の売上高は増加いたしました。

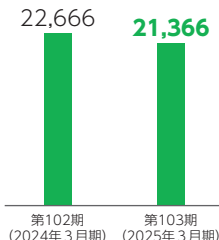
この結果、圧力計事業の売上高は369億80百万円（前期比8.6%増）となり、営業利益は29億33百万円（前期比42.6%増）となりました。

圧力センサ事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

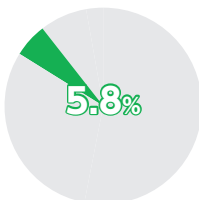


圧力センサ事業では、国内においては、プロセス業界向及び建設機械搭載用圧力センサの売上が増加したものの、産業機械業界向、空調業界向及び自動車搭載用圧力センサの売上が減少いたしました。また、前期において好調であった半導体業界向の売上が減少いたしました。米国子会社においては、産業機械業界向の売上が減少しました。一方で、圧力計と同様、決算期末時点（現地12月末）の為替換算レートが円安となり、円換算後の売上高は増加いたしました。

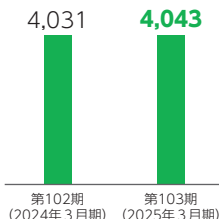
この結果、圧力センサ事業の売上高は213億66百万円（前期比5.7%減）となり、営業利益は43億30百万円（前期比3.6%減）となりました。

計測制御機器事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

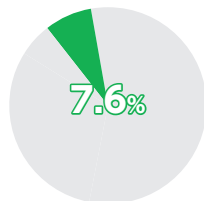


計測制御機器事業では、生産自動化用の空気圧機器の売上が減少し、また、自動車・電子部品関連業界向のエアリークテスターの売上は、低調に推移いたしました。一方で、舌圧計の売上が増加いたしました。費用面においては、金属材料及び電力等の価格高騰による影響を受けました。

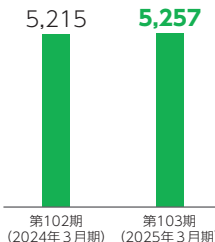
この結果、計測制御機器事業の売上高は40億43百万円（前期比0.3%増）となり、営業利益は2億99百万円（前期比13.4%減）となりました。

ダイカスト事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

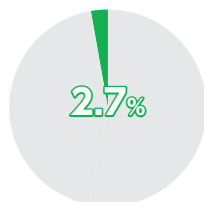


ダイカスト事業では、自動車業界を主要取引先としているダイカスト製品の売上が、ほぼ前期並みとなりました。一方、費用面においては、金属材料及び電力料等の価格高騰による影響を受けました。

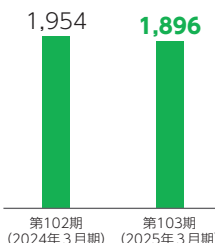
この結果、ダイカスト事業の売上高は52億57百万円（前期比0.8%増）となり、営業損失は52百万（前期は94百万円の営業利益）となりました。

その他事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



その他事業では、自動車用電装品の売上が減少いたしました。

この結果、その他事業の売上高は18億96百万円（前期比2.9%減）となり、営業利益は1億36百万円（前期比13.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、28億48百万円となりました。その主な内容は、製造設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より運転資金以外の目的で調達した資金はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

連結子会社の株式会社エポックナガノは保険代理店事業をMSK保険センター株式会社へ譲渡しました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

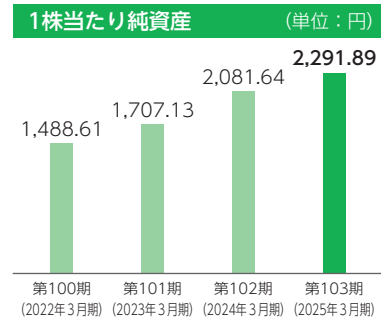
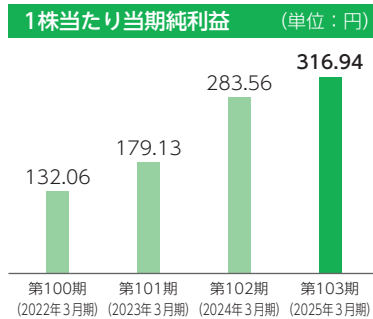
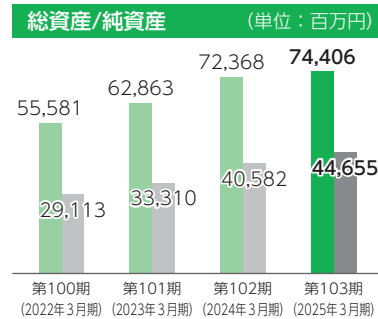
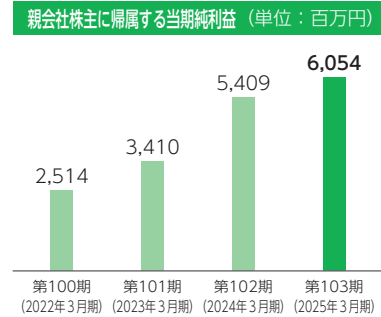
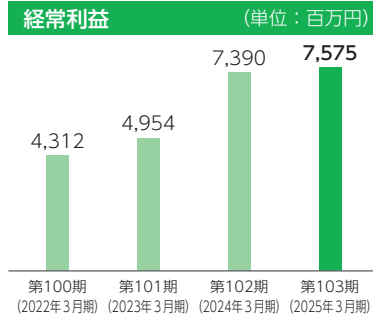
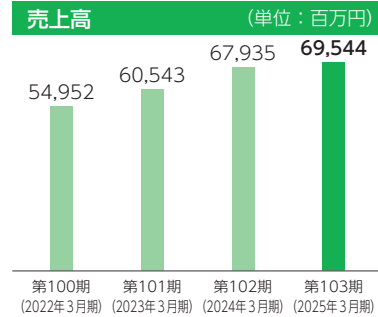
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年6月7日付で連結子会社であった株式会社エポックナガノが会社の清算を行ったため、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

⑧ その他

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分		第100期 (2022年3月期)	第101期 (2023年3月期)	第102期 (2024年3月期)	第103期 (当連結会計年度 (2025年3月期))
売上高	(百万円)	54,952	60,543	67,935	69,544
経常利益	(百万円)	4,312	4,954	7,390	7,575
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,514	3,410	5,409	6,054
1株当たり当期純利益	(円)	132.06	179.13	283.56	316.94
総資産	(百万円)	55,581	62,863	72,368	74,406
純資産	(百万円)	29,113	33,310	40,582	44,655
1株当たり純資産	(円)	1,488.61	1,707.13	2,081.64	2,291.89

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ニューエラー	444百万円	100.0	空気圧機器及び自動車用電装品の製造販売
株式会社フクダ	49百万円	100.0	工業用計測器の製造販売
株式会社長野汎用計器製作所	50百万円	100.0	汎用圧力計の製造販売
株式会社ナガノ	30百万円	100.0	特殊圧力計、熱電対の製造販売
株式会社ナガノ計装	50百万円	100.0	圧力計の校正、修理及び販売
ヨシトミ・マーシン株式会社	78百万円	100.0	圧力計部品の製造販売
株式会社双葉測器製作所	10百万円	100.0	圧力標準器の製造販売、圧力計の校正
株式会社中村金型製作所	5百万円	100.0	ダイカスト・マグネシウム金型の設計・製作
株式会社サンキャスト	20百万円	51.5	ダイカスト製品の製造販売
Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	持株会社
JADE Sensortechnik GmbH	200千ユーロ	51.0	圧力センサの製造販売

(注) Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.は、Ashcroft Inc.（圧力計・圧力センサの製造販売会社）を含め19社の子会社を所有しております。

(4) 対処すべき課題

①当社グループをとりまく経営環境

当社グループの業績は、主に設備関連の投資動向に影響を受ける可能性がある想定しております。また、エネルギー価格・物流・資材、光熱費・原材料価格の高騰に加え、米国の関税政策も不安材料として業績に影響を及ぼす懸念があります。

2023年度まで好調であった半導体業界の動向については、当社グループ製品においても現在在庫調整局面となっており、本格的な回復は2026年以降を見込んでおります。

このような状況下ではありますが、当社グループの中核をなす圧力計事業、圧力センサ事業における製品群は、多岐にわたる業種において生産設備をはじめ生産活動に欠かせない重要な役割を果たしています。

「F A・建設機械・半導体製造装置・社会インフラ」等、様々な業界で圧力計測のニーズが拡大しており、需要はさらに増加すると見込んでおります。

これらのニーズに対応するため、これまで培ってきた計測技術を活かし、デジタル化に対応した新製品開発は勿論、最新の生産設備導入にも注力してまいります。

②第2次中期経営計画（対象期間：2023年度～2025年度）

当社グループは、2023年4月よりスタートした第2次中期経営計画において、『モノづくりのあくなき探求心を礎に強靱な経営基盤を構築し、社会的課題への貢献と企業価値向上に取り組む』をスローガンに、対象となる3事業年度を、2030年度の指標となる成長フェーズに繋げる重要な3カ年と位置付けております。

2025年3月期は、第2次中期経営計画の2年次でありましたが、売上高、営業利益ともに前年度実績を上回ったものの、中期経営計画に対しては未達となりました。

最終年度となる2025年度は、中期経営計画当初に掲げた売上高753億円、営業利益率12.9%、株主資本利益率（ROE）10%確保を設定するも、製造業における設備投資の抑制傾向が続いていることを受け、今期（2025年度）の連結売上高の見通しを671億円といたしました。

第2次中期経営計画に掲げる基本施策である既存事業の競争力強化、グローバル戦略の強化、新たな事業領域の拡大、経営基盤の強化の4つの成長戦略に沿った具体的取組を実行し、今期の計画達成にとどまらず、次期の中期経営計画に向けた持続的成長を目指してまいります。

③生産能力増強設備

今後の事業拡大を見据えた設備増強として、2024年度には、空圧機器業界向け小型圧力計の新製造ライン及び半導体業界向け圧力センサの増産ラインを新たに稼働させ、生産能力の向上とさらなる生産効率の改善を実現いたしました。

現在、当社の丸子電子機器工場においては、圧力センサ素子の加工及び研磨工程における生産能力を強化するための工場増設を進めております。この工場増設により圧力センサ素子の製造工程を集約し、より効率的な生産体制を構築することを目指しており、2025年9月の稼働開始を予定しております。

また、圧力計事業及び圧力センサ事業においては、水素を含む新エネルギー分野、医療関連分野、さらには半導体技術の進化に伴う市場拡大が見込まれております。これらのニーズに応えるため、さらなる生産設備の導入や新工場の建設を視野に入れ、より高い生産性と品質を実現するとともに、お客様からの信頼を得られる企業として、企業価値の向上に努めてまいります。

今後も積極的な設備投資を通じ、持続的な成長を追求し、業界内での競争力を一層高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、圧力計、圧力センサ等の精密機器製品の製造、販売を主な事業としております。
事業別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品・事業内容
圧力計	圧力計、圧力スイッチ、温度計
圧力センサ	圧力センサ
計測制御機器	空気圧機器、エアリークテスター、圧力試験器、圧力発生器、その他用途開発製品
ダイカスト	ダイカスト製品
その他	自動車用電装品、電源製品、不動産賃貸

28

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社	本 社	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
	営業所	東京、東関東（千葉県成田市）、仙台、熊谷、 神奈川、静岡、上田、名古屋、富山、滋賀、大阪、 四国（香川県高松市）、広島、 九州（福岡県春日市）
	工 場	上田計測機器工場（長野県上田市） 丸子電子機器工場（長野県上田市）
	その他	上田ショッピングタウン（長野県上田市）
株式会社ニューエラー	本 社	大阪府大阪市
株式会社フクダ	本 社	東京都練馬区
株式会社長野汎用計器製作所	本 社	長野県上田市
株式会社ナガノ	本 社	東京都大田区
株式会社ナガノ計装	本 社	東京都大田区
ヨシトミ・マーシン株式会社	本 社	長野県諏訪市
株式会社双葉測器製作所	本 社	東京都荒川区
株式会社中村金型製作所	本 社	長野県諏訪市
株式会社サンキャスト	本 社	茨城県下妻市
Ashcroft Inc.	本 社	アメリカ合衆国コネティカット州ストラットフォード
Willy Instrumentos de Medicao e Controle Ltda.	本 社	ブラジル連邦共和国サンパウロ
Ashcroft Instruments GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国アルスドルフ
Ashcroft Instruments Singapore Pte,Ltd.	本 社	シンガポール共和国シンガポール
Ashcroft Instruments Mexico,S.A. de C.V.	本 社	メキシコ合衆国メキシコシティ
Rueger S.A.	本 社	スイス連邦クリシエ
Stiko Meetapparatenfabriek B.V.	本 社	オランダ王国ローデン
ASHCROFT QUERÉTARO, S. DE R.L. DE C.V.	本 社	メキシコ合衆国ケレタロ
JADE Sensortechnik GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国ザクセン州ドレスデン

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
圧力計	976名 (106名)	12名減 (-)
圧力センサ	386名 (48名)	7名増 (11名減)
計測制御機器	77名 (7名)	3名減 (-)
ダイカスト	125名 (95名)	6名増 (4名減)
その他	68名 (14名)	6名減 (7名増)
営業	331名 (10名)	20名減 (1名増)
研究開発	193名 (4名)	20名減 (3名増)
管理	232名 (5名)	15名増 (-)
合 計	2,388名 (289名)	33名減 (4名減)

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社グループからグループ外部への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
771名 (101名)	4名増 (12名減)	42.1歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社から社外への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,480百万円
株式会社八十二銀行	757
三井住友信託銀行株式会社	675

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	54,840,000株
② 発行済株式の総数	19,432,984株
③ 株主数	7,914名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,018千株	10.50%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,533	7.97
長野計器取引先持株会	1,482	7.71
エア・ウォーター株式会社	1,402	7.29
株式会社八十二銀行	788	4.10
日本酸素ホールディングス株式会社	700	3.64
宮下 茂	578	3.01
ニデックインスツルメンツ株式会社	521	2.71
八十二キャピタル株式会社	505	2.63
戸谷 直樹	451	2.35

(注)持株比率は自己株式（199,152株）を控除して算出しております。自己株式には、「株式報酬制度」に基づき三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式（130,700株）を含んでおりません。

⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 正 継	取締役会議長、経営委員会議長、監査部担当 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. 取締役 Ashcroft Inc. 取締役
常務取締役	角 龍 徳 夫	執行役員会議長、管理本部担当 株式会社ナガノ計装 監査役 株式会社ニューエラー 監査役 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. 取締役 Ashcroft Inc. 取締役
取締役	小 林 豊 茂	営業本部担当 日立Astemo&ナガノ株式会社（現Astemo&ナガノ株式会社） 監査役
取締役	小 野 明 彦	サステナビリティ委員会委員長、製品判定会議議長、 事業強化推進委員会、経営統括本部担当 株式会社サンキャスト 取締役
取締役	諏 訪 明 久	技術本部、製造本部担当 株式会社ナガノ 取締役
取締役（非常勤）	鈴 木 正 徳	株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長 株式会社ミロク情報サービス 取締役副会長 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 取締役 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金 理事長
取締役（非常勤）	寺 島 義 幸	社会福祉法人ロングライフ・小諸 理事
取締役（非常勤）	梅 澤 佳 子	多摩大学経営情報学部 教授
常勤監査役	矢 島 寿 衛	株式会社ナガノ 監査役
常勤監査役	小 田 中 衛	－
監査役（非常勤）	水 澤 博 敏	－
監査役（非常勤）	神 吉 正	株式会社ニッスイ 監査役

- (注) 1. 取締役鈴木正徳氏、寺島義幸氏及び梅澤佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水澤博敏氏及び神吉正氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鈴木正徳氏、寺島義幸氏、梅澤佳子氏及び監査役水澤博敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
- 就任：2024年6月26日開催の第102回定時株主総会において諏訪明久氏及び梅澤佳子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び「1.(3).②重要な子会社の状況」に記載の国内子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）並びにJADE Sensortechnik GmbHのManaging Director等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟に伴い被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する損害等には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

Ⅰ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2024年11月13日開催の取締役会において、一部改定する決議をいたしました。改定内容は、e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項の内容であり、その他の事項に変更はありません。

なお、当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の具体的内容は改定前の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「改定前方針」といいます。）に基づいて決定し支給しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について改定前方針のもとで、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された改定前方針と整合しており、同方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（固定ポイント部分）ならびに業績連動報酬としての株式報酬（業績連動ポイント部分）により構成し、経営の監督機能を担う非常勤取締役および社外取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

非金銭報酬等は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役と株主との間で株価の変動による利益・リスクを共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式交付信託とする。

株式交付信託は、導入目的により、固定ポイント分と業績連動ポイント分で構成する。

このうち固定ポイント部分については、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位等に応じたポイントを付与する。

また、業績連動ポイント部分については、各事業年度あたり、中期経営計画の重要な指標である経営指標（売上高、営業利益、自己資本利益率）と連動するものとし、事業年度の経営指標における目標の達成度に応じて0～150%の範囲で変動させて付与する。

当社は、固定ポイント部分および業績連動ポイント部分の付与について、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において行う。1ポイントは1株に相当する。

取締役は、当該付与されたポイントの数に応じて所定の受益者確定手続に従い、当社株式の交付を受ける。

各取締役に対する株式の交付は、原則として取締役の退任時において、当該受益者確定手続を行うことによりこの信託から行われる。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を踏まえて決定する。また、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の諮問に基づいて、独立社外取締役の過半数で構成する報酬委員会で、取締役の報酬構成と水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定手続の透明性及び個別報酬の妥当性を確保する。

取締役会は、原則、上記a.「基本方針」からd.「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」との整合性を含め、多角的な検討を行った報酬委員会の答申内容を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	135 (15)	116 (15)	－ (－)	18 (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	40 (11)	40 (11)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	175 (26)	157 (26)	－ (－)	18 (－)	12 (5)

- (注) 1. 上記の支給人員は延べ人員であり、支給額には退任または異動した役員に対する支給額を含みます。
2. 非金銭報酬等は、株式交付信託であり、業績連動ポイント分を含みます。詳細は、イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等をご参照ください。また内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第80回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第102回定時株主総会において、株式報酬の額として2025年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日までの5事業年度を対象期間とし、合計340百万円を上限とし、株式数は1事業年度21,000ポイント（1ポイント1株に相当）を上限とする（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）ことを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は、5名です。
4. 非金銭報酬等（株式交付信託）の額は、当事業年度において付与されたまたは付与が見込まれた株式交付ポイント数に基づき、当事業年度に費用計上した額です。
5. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長佐藤正継に対し各取締役の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、役位、職責、在任年数、に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を踏まえて評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木正徳氏は、株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長、株式会社ミロク情報サービス取締役副会長、ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役及び公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長であります。当社は、各社及び各団体との間には特別な関係はありません。

取締役寺島義幸氏は、社会福祉法人ロングライフ・小諸理事であります。当社は、社会福祉法人ロングライフ・小諸との間には特別な関係はありません。

取締役梅澤佳子氏は、多摩大学経営情報学部教授であります。当社は、多摩大学との間には特別な関係はありません。

監査役神吉正氏は、株式会社ニッスイ監査役であります。当社は、株式会社ニッスイとの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況等

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木 正 徳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。省庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、独立した立場で中立かつ客観的観点から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこと及び業務執行者から独立した立場で調査を行うために不祥事の内部調査委員会の委員として調査に関わることなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
取締役 寺 島 義 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。衆議院議員及び長野県議会議員として培われた豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識に基づき、事業家の視点とは異なる立場から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこと及び業務執行者から独立した立場で調査を行うために不祥事の内部調査委員会の委員として調査に関わることなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
取締役 梅 澤 佳 子	社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。学識経験者で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、事業家の視点とは異なる研究者の立場から適宜質問すると共に、取締役会の多様性、意思決定の妥当性・適正性を確保及びサステナビリティに関する助言・提言を行うことなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
監査役 水 澤 博 敏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会は16回のうち16回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 神 吉 正	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会は16回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

経営執行部門及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取と意見交換を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討し、妥当と判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツと、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社役員及び子会社役員は、社是に則った具体的な行動を定めた「長野計器グループ企業行動憲章」等に従った行動を行う。
 - ロ. 「内部統制委員会」を設置し、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じる体制の整備を行う。
 - ハ. 監査役が、取締役の職務の執行が適正に行われていることを監査する体制をとる。
- 二. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務に係る情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に文書を作成、保存及び管理を行う。
- ロ. 機密情報及び内部情報については、機密管理規程及び内部情報管理規程並びにその他の社内規程に従い、適切に管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク発生の防止及び損失の最小化を図るために、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクマネジメント委員会を設置する。
- ロ. リスクマネジメント委員会は、全社的なリスク管理を行うために、当社を取り巻くリスクの評価、ウェイト付け等を行い、リスク管理体制を整備するとともに、重要な事項については取締役社長に報告する。
- ハ. 大規模な事故・災害等の不測の事態が発生した場合には、「危機・非常事態管理規程」に基づき、取締役社長を委員長とする災害対策委員会を設置して危機対応にあたり、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度を採用し、経営監督機能と職務執行機能を分離し、職務執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を促進する。
- ロ. 経営委員会は、「取締役会規程」及び「経営委員会規程」により、権限委譲された事項を審議決議するとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
- ハ. 取締役及び使用人が会社における全体の目標を定め、その浸透と実効性を高めるために、中期経営計画等の策定を行う。
- 二. 取締役会は、中期経営計画等を具体化するために、中期経営計画等に基づいて每期、事業部門毎の業績目標と予算を決定する体制の整備を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 使用人が、法令及び定款に適合した職務執行を行うために、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 法務コンプライアンス部は、コンプライアンスマニュアル等を利用したコンプライアンス研修の企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 長野計器グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図るために、当社及び子会社は、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 長野計器グループ子会社の管理は、本社経営企画部が担当し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社の経営方針に沿って効率的に運営されていることを確保する体制を整備する。
- ハ. 子会社の取締役等から、関係会社管理規程に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要案件は、その業務内容について事前協議を行う体制を整備する。
- 二. 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を中心とした長野計器グループ全体のリスク管理体制を整備する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会に対して、監査業務を補助すべき使用人を要求できるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査業務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助すべき使用人は、監査役からのみ指揮命令を受けるものとする。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ．当社又は子会社の取締役等が、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき及び取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、適宜・適正に当社の監査役会に報告するような体制の整備を行う。
- ロ．監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制の整備を行う。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用の前払等請求があったときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
- ロ．代表取締役と監査役が意見交換の場を設け、監査役は、監査部及び会計監査人並びに顧問弁護士等と緊密な連携を保ちながら、監査役として監査に係る知識の充実と自らの効果的な監査成果の達成を図る。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- イ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨む。
- ロ．「長野計器グループ役職員行動規範」に従い、反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為を行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び監査役対象の経営者研修会を年1回開催し、法令等の教育を行っている。
- ロ. 内部統制委員会を当事業年度において5回開催し、内部統制システムの運用状況をモニタリングするとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の評価についても年度における基本計画を策定し、評価範囲、重要性の金額及び評価体制を決定している。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 適宜各部門において重要文書保存基準の見直しを行い、適切な文書作成、保存及び管理を行っている。
- ロ. 社内規程により契約書管理を行っている。
- ハ. 情報セキュリティの強化のため、情報保存媒体の使用制限等を設け、情報漏えいのリスク軽減を図っている。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント基本規程により当事業年度において2回リスクマネジメント委員会を開催した。
- ロ. 同委員会では、事業リスクの見直しを行っている。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員会は原則月1回開催され、各執行役員が業務執行の進捗状況を報告し、その内容につき議論を行っている。
- ロ. 経営委員会は、当事業年度において13回開催され、経営委員会規程により権限委譲された事項の審議決議を行い、取締役会附議案件は、取締役会に先立ち、取締役会に附議するか否かを議論し、取締役会へ上程の有無を決定している。
- ハ. 取締役会は、中期経営計画等及び事業計画の進捗状況を把握し、必要に応じて対策検討ができるようにしている。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを徹底する目的で、コンプライアンスマニュアルを適宜改定している。
- ロ. 弁護士を含む複数のヘルプラインを設置し、コンプライアンスマニュアルに通報者保護を明記することでヘルプラインが十分に機能するよう周知徹底を図っている。
- ハ. 社内規程勉強会を計画的に実施し、業務執行に関連した規程について周知徹底を図っている。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 合同役員会、グループ社長会及び経営懇話会を開催し、当社がグループ方針に基づき、コンプライアンス及び内部統制と経営における課題等の指導及び支援強化等を進めた。
- ロ. 長野計器グループの管理部門に対し、当社から関係会社に必要な情報を提供し、関係会社と情報交換をしている。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より取締役はその職務を補助すべき従業員が求められ、現在1名が兼務で当該業務に従事している。

⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき従業員の人事等は取締役と監査役会との協議とともに同意を得たうえで決定している。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営委員会等に出席することにより、取締役及び従業員の業務執行上の重要な情報を得ている。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事例は、ヘルプラインを含め認められない。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用（監査役の職務に必要なことを証明した場合を除く）について、遅滞なく償還しており、前払いの要請にも随時対応する手続きを用意している。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役をはじめとする取締役全員と業務執行全般における課題につき意見交換を行っている。
- ロ. 監査役は、必要に応じ監査部と内部統制監査報告及び棚卸監査報告の内容につき情報交換を実施している。
- ハ. 監査役は、必要に応じ、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会にオブザーバーとして出席して、監査役の要請がある場合、必要な情報提供を受け、内部統制の運用状況を確認している。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- イ. 新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項を規定した契約内容とし、警察等関係機関との情報交換を行っている。
- ロ. 法務コンプライアンス部から各事業所へ反社会的勢力排除に関する情報を提供し、反社会的勢力排除の意識向上を図っている。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	43,791,727
現金及び預金	10,118,369
受取手形、売掛金及び契約資産	10,213,259
電子記録債権	4,784,087
商品及び製品	9,379,265
仕掛品	4,618,221
原材料及び貯蔵品	3,619,682
その他	1,270,681
貸倒引当金	△211,839
固定資産	30,614,777
有形固定資産	18,721,667
建物及び構築物	2,736,713
機械装置及び運搬具	4,959,366
土地	4,866,545
リース資産	220,387
使用権資産	4,224,579
建設仮勘定	1,303,529
その他	410,545
無形固定資産	698,468
リース資産	2,338
その他	696,130
投資その他の資産	11,194,640
投資有価証券	9,320,227
退職給付に係る資産	997,346
繰延税金資産	234,611
その他	643,769
貸倒引当金	△1,315
資産合計	74,406,504

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,305,685
支払手形及び買掛金	4,225,157
短期借入金	7,483,267
1年内返済予定長期借入金	1,108,110
リース債務	836,515
未払法人税等	1,934,404
賞与引当金	1,432,943
その他	3,285,287
固定負債	9,444,929
長期借入金	1,619,250
リース債務	3,573,666
繰延税金負債	1,643,555
退職給付に係る負債	2,365,489
株式給付引当金	48,794
役員退職慰労引当金	102,109
資産除去債務	32,949
その他	59,115
負債合計	29,750,615
(純資産の部)	
株主資本	38,105,089
資本金	4,380,126
資本剰余金	4,549,083
利益剰余金	29,501,029
自己株式	△325,150
その他の包括利益累計額	5,677,261
その他有価証券評価差額金	4,735,124
繰延ヘッジ損益	△60,023
為替換算調整勘定	350,289
退職給付に係る調整累計額	651,870
非支配株主持分	873,538
純資産合計	44,655,889
負債純資産合計	74,406,504

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	69,544,777
売上原価	47,326,462
売上総利益	22,218,315
販売費及び一般管理費	14,565,042
営業利益	7,653,272
営業外収益	565,502
受取利息	21,767
受取配当金	212,200
賃貸料収入	23,818
持分法による投資利益	124,307
その他	183,408
営業外費用	642,965
支払利息	485,388
手形売却損	20,264
電子記録債権売却損	26,216
支払手数料	15,840
為替差損	35,742
その他	59,513
経常利益	7,575,809
特別利益	1,438,232
固定資産売却益	220,656
投資有価証券売却益	907,036
ゴルフ会員権売却益	4,940
事業分離における移転利益	305,600
特別損失	74,892
固定資産除却損	26,019
固定資産売却損	13,145
関係会社出資金評価損	35,727
税金等調整前当期純利益	8,939,150
法人税、住民税及び事業税	2,883,534
法人税等調整額	△79,705
法人税等合計	2,803,828
当期純利益	6,135,321
非支配株主に帰属する当期純利益	80,782
親会社株主に帰属する当期純利益	6,054,539

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	21,797,290
現金及び預金	4,572,553
受取手形	78,767
電子記録債権	4,168,582
売掛金	4,127,776
製品	717,312
半製品	3,741,516
原材料	312,853
仕掛品	2,551,387
貯蔵品	119,159
前払費用	48,151
未収入金	181,061
関係会社短期貸付金	981,000
その他	202,738
貸倒引当金	△5,571
固定資産	24,416,026
有形固定資産	5,384,165
建物	1,020,989
構築物	39,008
機械装置	2,010,635
車両運搬具	719
工具器具備品	305,796
土地	1,191,599
リース資産	83,116
建設仮勘定	732,300
無形固定資産	134,853
借地権	1,543
ソフトウェア	122,955
リース資産	2,311
その他	8,042
投資その他の資産	18,897,007
投資有価証券	7,747,057
関係会社株式	10,090,069
出資金	781
関係会社出資金	183,699
長期前払費用	26,919
前払年金費用	40,896
関係会社長期貸付金	588,678
その他	220,220
貸倒引当金	△1,315
資産合計	46,213,317

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	8,158,116
買掛金	1,622,208
短期借入金	1,600,000
関係会社短期借入金	1,422,000
一年内返済予定長期借入金	215,000
リース債務	31,239
未払金	250,992
未払法人税等	1,542,635
未払消費税等	250,323
未払費用	421,191
預り金	100,178
賞与引当金	586,800
前受金	88,487
その他	27,059
固定負債	2,893,868
リース債務	64,354
退職給付引当金	1,262,606
株式給付引当金	48,794
預り保証金	29,296
繰延税金負債	1,441,741
資産除去債務	32,949
その他	14,126
負債合計	11,051,984
(純資産の部)	
株主資本	30,669,424
資本金	4,380,126
資本剰余金	4,494,260
資本準備金	4,449,680
その他資本剰余金	44,580
利益剰余金	22,120,187
利益準備金	89,351
その他利益剰余金	22,030,836
研究開発積立金	250,000
海外投資損失積立金	350,000
海外市場開拓積立金	150,000
別途積立金	8,264,500
繰越利益剰余金	13,016,336
自己株式	△325,150
評価・換算差額等	4,491,907
その他有価証券評価差額金	4,491,907
純資産合計	35,161,332
負債純資産合計	46,213,317

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	28,382,865
売上原価	18,690,374
売上総利益	9,692,490
販売費及び一般管理費	4,374,616
営業利益	5,317,873
営業外収益	1,207,965
受取利息	17,212
受取配当金	1,042,927
賃貸料収入	42,821
経営指導料	9,660
その他	95,343
営業外費用	175,999
支払利息	46,261
手形売却損	19,373
電子記録債権売却損	20,191
支払手数料	15,840
為替差損	31,739
その他	42,592
経常利益	6,349,838
特別利益	911,562
固定資産売却益	3,371
投資有価証券売却益	903,250
ゴルフ会員権売却益	4,940
特別損失	62,751
固定資産除却損	23,080
固定資産売却損	2,193
関係会社出資金評価損	35,727
その他	1,750
税引前当期純利益	7,198,649
法人税、住民税及び事業税	1,962,418
法人税等調整額	△48,270
法人税等合計	1,914,147
当期純利益	5,284,502

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

長野計器株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新庄和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長野計器株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

長野計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新庄和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長野計器株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

長野計器株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	矢 島 寿 衛 印
常 勤 監 査 役	小 田 中 衛 印
監査役(社外監査役)	水 澤 博 敏 印
監査役(社外監査役)	神 吉 正 印

以 上

1. 圧力センサの生産能力 増強について（丸子電子機器工場：長野県上田市）

当社グループの圧力センサは、技術革新の要（かなめ）として、さまざまな産業分野で幅広く活用されています。

このたび、生産能力のさらなる向上を目指し、主力製品であるステンレス圧力センサの機械加工工程を、現在の上田計測機器工場から丸子電子機器工場の敷地内へと集約します。

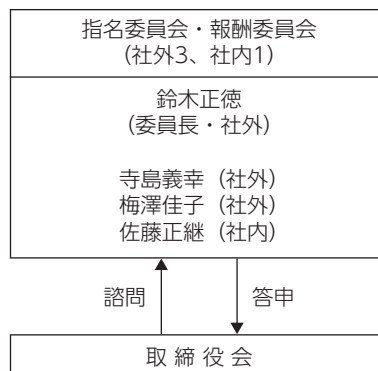
2025年9月より「加工・研磨」までを一貫して行う新たな生産体制を整え、効率化を図るとともに、品質のさらなる向上を目指します。

新たな取り組みにより、お客様に高品質な製品を安定的に供給するとともに、幅広いニーズへの対応力を強化してまいります。



2. 指名委員会および報酬委員会の設置

当社は、取締役会の諮問機関として、2024年11月13日に任意の指名委員会及び報酬委員会を設置いたしました。両委員会は、経営陣の指名・報酬等に係る取締役会の独立性・客観性・説明責任などの機能を強化し、一層のコーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。コーポレートガバナンス体制における両委員会の位置付けは、本総会招集ご通知19頁記載のコーポレートガバナンス体制の「2. コーポレートガバナンス体制図」をご覧ください。



定時株主総会会場ご案内図

会場

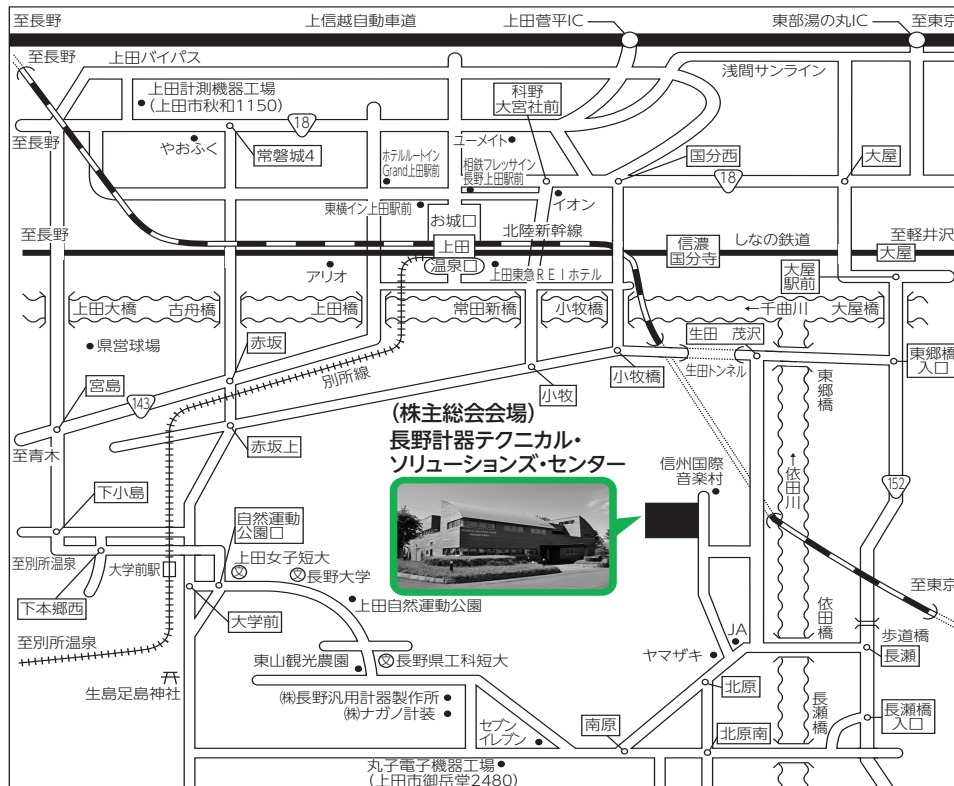
長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター

長野県上田市生田2150番地 電話 (0268) 41-1000 (代表)

交通

当社の定時株主総会会場までのご来場に際しましては、電車等公共交通機関にて、上田駅までお越しいただきタクシーをご利用いただくか、または自家用車のご利用をお願い申し上げます。

また、議事資料として、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。